

平成28年司法試験考查委員の体制に関する提言

平成27年10月21日

司法試験出題内容漏えい問題に関する
原因究明・再発防止検討ワーキングチーム

第1 はじめに

この度発生した青柳幸一前司法試験考查委員（以下「青柳前委員」という。）による司法試験の出題内容漏えい事案は、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を根底から損なうものであり、青柳前委員の行為は、司法試験考查委員（以下「考查委員」という。）として、絶対に許されないものである。法曹となろうとする者に必要な学識・能力を判定することを目的とした国家試験である司法試験の公正性・公平性に対する国民の信頼は必要不可欠であり、司法試験委員会は、平成19年に考查委員による不適正指導事案が発生し、「司法試験考查委員の遵守事項」を設けるなど一定の再発防止策を講じたにもかかわらず、本件事案が発生したことを重く受け止め、同種の事案が再発することがないよう十分な措置を講じなければならない。

このワーキングチームは、司法試験委員会に対して必要な提言を行うため、法務大臣の指示により設置されたものであるが、検討に際しては、平成28年司法試験の実施に支障を来さぬよう迅速な対応が求められてきたところである。このため、ワーキングチームは、平成27年9月18日に第1回会合を開催した後、約1か月の間に10回にわたる会合を重ね、必要な資料の調査や関係者からのヒアリングを実施するとともに、法務省ホームページに設けられた意見募集窓口に寄せられた意見や各種報道など広く本件に対する様々な意見にも留意しつつ、鋭意構成員の間での議論を繰り返してきた。その結果、本日、まずは平成28年司法試験考查委員の体制について一定の方針を示すべきとの結論に至ったことから、本提言を行うこととする。

第2 提言の前提となる事実認識及びこれまでの議論状況等

1 前提となる事実認識

平成27年司法試験においては、問題作成段階から関与する考查委員として、法学研究者である考查委員39名、裁判官・検察官・弁護士である実務家の考查委員93名の合計132名が任命された。問題作成に関わる実務家委員については、任期中に法科大学院で指導しない者から選任され

ていたが、研究者委員については、任期中に法科大学院で指導する者が大半を占めていた。

憲法分野に関しては、青柳前委員を含めた4名の研究者委員及び9名（裁判官4名、検察官3名、弁護士2名）の実務家委員が任命され、問題作成に従事した。4名の研究者委員は、いずれも法科大学院における指導に携わっている者であった。青柳前委員は、憲法分野の問題作成に関わる13名の考查委員の取りまとめ役である主査の立場にあった。考查委員は、毎年の試験ごとに任命される非常勤の国家公務員であるところ、青柳前委員は、新司法試験が始まった平成18年以降、平成27年まで10年連続して考查委員に任命され、その間主査の立場にあった。

青柳前委員は、自らが所属していた明治大学法科大学院の修了生である受験者Aに対し、試験実施前に平成27年司法試験の出題内容を教示し、解答内容について指導したほか、明治大学法科大学院の1年次配当の講座の授業中に、試験実施前であったにも関わらず、平成27年司法試験短答式試験への出題の文脈においてこれに關わる論点に言及した。

なお、青柳前委員については、平成27年10月7日に国家公務員法違反の事実で公判請求され、現在公判係属中であるところ、ワーキングチームとしては、これまでに収集された資料に基づき、上記の事実関係を前提として議論及び提言することとした。

2 ヒアリングの状況等

ワーキングチームは、以上のような事実関係の把握に努めるとともに、これと併行して、平成19年に発生した不適正指導事案の内容や当時講じられた再発防止策の内容等についても必要な確認をした。さらに、これまでに、問題作成に関わってきた実務家委員及び研究者委員並びに法科大学院関係者からヒアリングを行い、司法試験の問題作成の現状や法科大学院における指導の状況などについて聴取してきた。ヒアリング等の結果、問題作成については、いずれの科目・分野においても、研究者委員と実務家委員の双方を交えた相当数の会議における議論を繰り返して問題を作成している状況が確認された。

実務家委員の中からは、実務家委員のみにおいても問題の作成自体は可能かもしれないが、学説状況に関する網羅的理解に限界があることなどから、特定の論点に偏る出題となったり、多面的な観点からの問題検討が不十分になったりするおそれがあるとの指摘や、法科大学院における指導内容の把握に欠ける部分があることから、問題が適切な難易度とならないおそれがあるとの指摘などがなされており、全科目・分野共通して、司法試

験の目的に沿う適切な出題とするためには、研究者委員が関与することが必要であり、法科大学院における指導に携わっている者が関与することが望ましい旨の意見が示された。さらに、一部の科目・分野においては、研究者委員の関与がなければ問題作成が非常に困難となるとの認識も示された。

また、研究者委員の中からは、問題作成のための会議等においては、理論と実務の架橋という法科大学院教育の理念を踏まえた出題となるよう留意し、そのような観点から発言するなどの関与をしてきた旨の指摘や、実務家の観点と研究者の観点を融合して問題を作成する体制は出題のバランスを保つ上では必要である旨の指摘などがなされた。

さらに、法科大学院関係者からは、法科大学院教育に携わっている者は、学生の理解を試すためにはどのような問い合わせ方をするのが適切かというような点について豊富な経験を有しているので、その経験は問題作成に際して有用であるとの指摘などがなされた。

他方、法務省ホームページに設置された意見募集窓口には、現段階までに、問題の質の低下を危惧する観点等から法科大学院での指導に従事する者を考查委員から外すべきではないとする意見もあった一方、法科大学院で指導している者が考查委員に就任していること自体が司法試験の公正さに疑念を抱かせるとの意見が寄せられており、同旨の報道にも接しているところである。

3 これまでの議論状況等

以上のようなヒアリングの結果や意見募集窓口に寄せられた意見、各種報道など様々な意見に留意しつつ議論を進めてきたものであるが、ヒアリングで指摘された事項も含めた司法試験が抱える様々な課題に関しては、今後継続して行うことを見定している今回の漏えい事案の原因究明と再発防止にかかる調査や検討を待って最終的な結論を出し、必要な提言を行うことを予定している。

もっとも、平成28年司法試験については、通常は司法試験実施の前の10月中旬頃までに司法試験委員会の推薦に基づき考查委員の任命が行われてきたものであり、既に問題作成のスケジュールに一部遅れが生じている。そして、考查委員において適正な出題が可能となるよう十分な期間を確保することは非常に重要である上、多くの受験者やその他の関係者に対しても、平成28年司法試験がいかなる形で実施されるかについて早期に方針を示すことが求められていると考えられることから、その不安を除去するためにも、平成28年の考查委員体制については可及的速やかに方

向性を示すべき状況にある。

また、これまでの議論において、今回の事案を契機として出題方針等につき過度な変動が生じるのではないかという受験者の不安を取り除くなど、受験者の立場に沿った検討が必要であるとの指摘もなされており、この点についてもワーキングチーム構成員の共通認識となっている。

さらに、司法試験においては、法科大学院教育との有機的連携の下に、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有するかどうかの判定を行うことを求められており、この点につき十分留意する必要があることについてもワーキングチーム構成員の一致した認識である。

他方で、これまで法科大学院教育に携わる研究者が考查委員として司法試験の公正性・公平性確保のために真摯な努力をしてきたことは事実であり、法科大学院教育に携わる研究者委員に青柳前委員の問題点が等しく当てはまるものではないが、受験者Aに対する漏えい事案についても、授業中における短答式試験の出題への言及事案についても、青柳前委員が法科大学院において指導をしている状況があったことから発生した側面があることは否定し難く、現段階ではそれを前提とした検討が必要である。

第3 平成28年の考查委員体制に関するワーキングチームの提言

青柳前委員の行為は、司法試験の公正性・公平性を根底から損なうものであるところ、法曹への国民の信頼を確保する上で、司法試験の公正性・公平性に対する信頼が損なわれる事態は極めて憂慮すべきことであることからすれば、平成28年の考查委員体制については、まずは、かかる信頼を確保するに足るものであることが何よりも必要である。そして、法科大学院課程における教育と司法試験の有機的連携は不可欠であるとしても、法科大学院における指導に現に従事する者が現状のまま平成28年司法試験の考查委員に就任し、問題作成に関与した場合、特定の受験者に有利な状況が生じているのではないかという疑念を払拭することは困難であると言わざるを得ない。

その一方で、これまでのヒアリングの結果等によれば、実務家のみで問題作成を行う場合、それに伴って一定の弊害が生じる可能性は否定し難く、司法試験の目的に沿う適切な出題が困難となる余地もあることから、少なくとも、研究者である考查委員も問題作成に関与し、実務家と協力して問題を作成する状況は維持される必要がある。また、司法試験の出題方針については、平成18年の新司法試験開始に先だって相当期間にわたる検討がなされ、開始後においても様々な場において検証や検討が繰り返されて

きたものであり、平成28年司法試験だけ出題方針が変動するような状況になることは適切ではなく、受験者との関係でも避けるべきであることを考慮すると、これまでの出題方針を踏まえた出題を実現し得る考查委員体制となることが必要である。さらに、法科大学院課程における教育と司法試験の有機的連携の必要性の見地からは、法科大学院における指導に現に従事している者が出題に関わらないとしても、法科大学院教育の実情を知る者が試験に関与することが望まれるところでもある。

これらを踏まえると、平成28年司法試験においては、短答式試験においても論文式試験においても、研究者・実務家を問わず、法科大学院において現に指導をしている者は問題作成に従事しないこととし、研究者委員に関しては、かつて法科大学院における指導に関わっていたものの現在は指導を離れている研究者や学部のみの指導に関わっている研究者など、法科大学院での指導に現に従事していない者が司法試験委員会の了承の下で実務家とともに問題作成を行うという考查委員体制とすることが相当と考えられる。ワーキングチームは、司法試験委員会に対し、各科目・分野における特性を踏まえつつ、かかる基本方針の下で平成28年司法試験の考查委員の選任を早急に進めることを提言する。

これに対し、論文式試験の採点に関しては、採点者において採点対象となっている受験者を特定することができない状況とする運用が確立されており、特定の受験者が有利に取り扱われる事態が想定されないことに加え、法科大学院教育の実情を踏まえた採点方針とする必要性も認められることから、これまでと同様、司法試験実施後に任命されることを前提として、法科大学院における指導に現に従事している者が考查委員となることも差し支えないものと考える。

なお、以上のような体制で問題作成をすることについては、現時点における暫定的な措置と考えるべきであるが、平成28年司法試験においてもこれまでの出題方針を踏まえた出題が確保されるべき点は他の年と何ら変わりがないことから、ワーキングチームとしては、考查委員となる余地がある有為な研究者を含めた関係者の協力を強く希望するものである。

第4 今後の検討に必要な視点

以上は、平成28年の考查委員体制に限定した提言であるが、今回の漏えい事案における問題点は、提言に記載した事項に限られるものではなく、考查委員の任期も含む任命の在り方や考查委員の構成、試験等に関する情報の取扱い、「司法試験考查委員の遵守事項」の内容や性質など更に検討

継続すべき事項は多い。ワーキングチームは、今回の漏えい事案の原因究明と併せて、これらの事項に関する可及的速やかに必要な調査・検討を進め、平成29年以降の司法試験に関して必要な提言を行うことを予定しているが、その過程において平成28年司法試験に適用すべき事項が認められる場合には、今後個別に指摘していくこととする。

なお、以上の調査・検討に当たっては、法科大学院関係者も含めた関係者の協力は必要不可欠であることから、ワーキングチームは、関係者の一層の協力を期待するものである。